

## 第 13 回検討会における要望事項の検討状況について (※追記等事項は赤字下線)

【第 5 回、第 6 回検討会 ⇒ 第 13 回検討会で再検討】

### No. 38 水素スタンド設備に係る技術基準の見直し

#### ○現在の規制内容

水素スタンドは高圧法第 8 条に基づき、技術基準に適合することが都道府県知事の高圧ガス製造の許可条件となるとともに、高圧法第 11 条に基づき事業者には技術基準への適合を求めている。技術基準は一般則第 7 条の 3（移動式の場合は第 8 条の 2）に規定しており、その具体的な内容は、産業界が実施したリスクアセスメントの結果に基づき、規制当局で検討を行った上で制定したものである。

基準の中の 1 つに、圧縮水素及び液化水素の貯槽に取り付けた配管には、自動的に閉止することができる遮断装置を 2 つ以上講ずる事を求めている。

#### ○業界の要望

最新の知見を踏まえ、水素スタンドのリスクアセスメントを事業者等が有識者及び規制当局の協力を得て再実施するとともに、当該リスクアセスメントの結果に基づき、水素スタンド設備に係る技術基準の見直しを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

#### ○検討の方向性

これまで事業者等において、一般則第 7 条の 3 に規定する水素スタンドに係る技術基準を対象に、再リスクアセスメントを実施。設備の異常時や緊急時における敷地外への影響度が従前と変わらず、保安の確保に支障を及ぼさないことを前提に規制の合理化が可能と考えられるものを抽出した上で、代替策に求められる具体的な条件等について、有識者による審議等を通じて検討が進められてきた。

この検討結果をもとに、法技術的な課題の検討の場で、技術基準の改正案について検討を行う予定。

#### ○閣議決定上の実施時期の記載

平成 31 年度までにリスクアセスメントを実施、当該結果を踏まえ検討・結論

#### ○検討のスケジュール

本日の議論を踏まえ、技術基準の改正案を作成し、法技術的な課題の検討の場においてさらに検討を行う。

【第5回検討会 ⇒ 第13回検討会で再検討】

## No. 49 燃料電池自動車に関する事務手続の合理化

### ○現在の規制内容

水素燃料電池自動車に関しては、車両に搭載する容器に関する規制（高圧ガス保安法）を管轄する経済産業省と車両及びその装置に関する規制（道路運送車両法）を管轄する国土交通省の両省が、それぞれ当該規制に係る申請等の窓口となっている。

### ○業界の要望

燃料電池自動車に関する事務手続の在り方について、事業者の負担の観点から検討を開始する。現在、二省庁にまたがる燃料電池自動車に関する事務手続きの在り方を一元管理することも視野に入れ、合理化の検討をいただきたい。

### ○検討の方向性

高圧ガス保安法においては、高圧ガスの容器及びその附属品の検査等に係る手続が必要である。一方、道路運送車両法においては、高圧ガスの容器及びその附属品以外の自動車全体の判定に係る手続が必要である。現行の制度においては、手続きを所管する省庁及び必要となる書類が異なり、それぞれ手続きを行う必要がある。二つの法令の規制が適用されていることから、事業者及び消費者に様々なコストが追加的に発生しており、燃料電池車の普及に支障が生じている。よって、事業者の負担及び消費者の負担軽減の観点から、一元化も視野に、燃料電池車にかかる規制の在り方について両省において検討する。

### ○閣議決定上の実施時期の記載

平成29年度検討開始（経済産業省・国土交通省）

### ○検討のスケジュール

本日の議論を踏まえ、事業者の協力を得つつ両省で協力しながら検討を進める。また、この一環として、令和3年度、高圧ガス保安室において委託事業を行う予定。